

# 『開化新聞』『石川新聞』の出版史的考察

——明治初期地方紙出版の一モデル——

磯部 敦

## 1 緒言

明治四年一二月、金沢で最初の新聞『開化新聞』が創刊された。発行書肆は吉本屋次郎兵衛。九丁ほどの冊子体で、大きさは半紙二つ折りの仮綴じ。整板で摺られたこの新聞は、明治六年二月の第三一号から『石川新聞』と改称されることになる。『石川新聞』は明治一六年六月二一日より『加越能新聞』と改称されることとなるのだが、吉本次郎兵衛じしんは明治一四年一月をもって経営から退いている。このあたりの事情、および石川県印刷御用としての吉本次

郎兵衛については、拙稿「『開化新聞』『石川新聞』の足跡——明治初期石川県新聞事情研究のための基礎的考察——」<sup>(1)</sup>を参照ねがいたい。標題にもあるとおり、本稿は『開化新聞』『石川新聞』を出版史的な視角から考察するものである。

新聞の出版史的考察とはなにか。それは新聞出版の実態、すなわち製産・流通・享受のあり方を、能うかぎり一次史料にもとづいて実証していくことにある。『開化新聞』『石川新聞』のばあい、石川県立図書館に設けられた特殊文庫（吉本文庫）所蔵の文書類が備わる<sup>(2)</sup>。本稿では、この吉本文庫所蔵の文書群のいくつかを検証していくことに

なるが、文書目録が所蔵図書館に備わらないため、簡略ではあるが〔表1〕「吉本文庫所蔵文書一覽」をつくつておいた。本稿に関係する文書はNo. 2・13・14・15・16・17の六点。木活字・鉛活字の購入や<sup>33</sup>「〔北溟社設立願草案〕」などについては、拙稿注(1)論文を参照ねがいたい。

さて、当時の地方新聞をとりまいていた状況については各地の市史県史類や新聞社史に記述があるものの、多くは興亡史のかたちをとつていて、出版——製産・流通・享受の実態にまで言及することはほとんどない。したがつて今ここで、製産から享受までの見取り図を、すなわち今後の比較対象となるサンプル事例を提示しておくことは、新聞史研究においても出版史研究においても必要な作業であると思うのである。副題のゆえんはここにある。

以下につづく本論は製産・流通・享受の順に進行していくが、その前にいくつか言いそえておく。本稿では読みやすさを考えて、引用文における原文の旧字体は新字体にあるため、句読点等を補つた。同様の理由から、石川県立歴史博物館所蔵大鏡コレクション・宮林家文書は「宮林家文書」、東京大学大学院法学政治学研究所附属近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫は「明治新聞雑誌文庫」と

それぞれ略称を用いてある。また石川県立図書館吉本文庫所収の文書については、史料名の前に「吉本文書」と記してある。史料名が〔 〕で括られているものは、私につけた仮題であることを示している。「開化新聞」の引用は、すべて『日本初期新聞全集』（べりかん社）によつた。<sup>34</sup>

## 2 発行部数の問題

まずは『開化新聞』『石川新聞』の発行部数から検証していくことにしよう。

『開化新聞』の発行部数については、吉本文書「〔開化新聞費用内訳等〕」が備わる。半紙一枚を縦折りにしたものに記されており、おそらく県庁に提出した願書の下書きかと思われる。年記はないが、見積もりが金沢藩錢札で記されていること、新聞の発行結果についても言及されていることから考えて、明治五年二月頃から八月までの間に作成されたものと推定しうる。<sup>44</sup>『開化新聞』制作費の内訳は次のとおりである。

### 開化新聞図

【表1】吉本文庫所蔵文書一覧

No.	史料名	年月	作成	受取	形態	備考
1	『新貨比較通解』検印押捺願	壬申(明治5年)9月6日	吉本次郎兵衛	出納課御役所	罫紙・2枚	●
2	〔開化新聞費用内訳等〕	〔明治5年2月～8月の間〕	吉本屋次郎兵衛	-	半紙二つ折り・1枚	
3	〔木活字代金受取書〕	明治6年3月15日	学校勘定掛	吉本次郎兵衛	半紙・1枚	●
4	〔鉛活字一式請取書〕	明治6年10月5日	吉本次郎兵衛	金沢町区会所	半紙・1枚	●
5	〔活版印刷器械払下に付伺〕	明治8年10月13日	吉本次郎兵衛	金沢町区長	罫紙・1枚	●
6	〔印刷器械代金見込証〕	明治8年10月27日	吉本次郎兵衛	金沢町区会所	罫紙・1枚	●
7	〔活字器械代金受取証〕	明治8年12月28日	区会所竹弄勘之	吉本次郎兵衛	半紙・1枚	●
8	〔活字器械代金受取証〕	明治9年7月11日	金沢町区会所	吉本次郎兵衛	罫紙・1枚	●
9	活字版学業身合併御聞届願	明治9年11月29日	吉本次郎兵衛・小沢重三郎・山田定鐵・河村敬典	石川県権令桐山純孝	罫紙・2枚	●
10	活版刷立場所之儀二付願	明治9年11月29日	吉本次郎兵衛・山田定鐵・河村敬典	石川県権令桐山純孝	罫紙・2枚	●
11	〔活字版代金受取証〕	明治9年12月22日	第十大区長大野木克正	吉本次郎兵衛	罫紙・1枚	●
12	〔活字器械代金受取証〕	明治10年7月14日	第十大区区務所	吉本次郎兵衛	罫紙・1枚	●
13	〔石川新聞購読勸奨達〕	明治10年9月30日	桐山純孝	区長・学区取締	洋紙(活版刷り)・1枚	●
14	〔石川新聞購読の勸奨(甲)〕	明治10年10月1日	富山支庁長松原匠作	-	洋紙(活版刷り)・1枚	●
15	〔石川新聞購読の勸奨(乙)〕	明治10年10月6日	第一課長石川昌三郎	-	洋紙(活版刷り)・1枚	●
16	〔石川新聞各区内内達に付達〕	明治10年10月12日	石川昌三郎	-	洋紙(活版刷り)・1枚	●
17	〔石川新聞請求証〕	明治10年11月	吉本次郎兵衛	石川県庁第六課	半紙・1枚	
18	〔活字器械代金受取証〕	明治10年12月26日	第十大区長大野木克正	吉本次郎兵衛	罫紙・1枚	●
19	〔印刷物代価先手御払下願并に返答〕	明治10年12月	吉本次郎兵衛	石川県令桐山純孝	罫紙・2枚	
20	〔職員録出版願並に返答〕	明治11年6月	吉本次郎兵衛・池善平(代理疋田五兵衛)・中村喜平(代理宮吉二)・山田定鐵・河村敬典	石川県令桐山純孝	罫紙・2枚	
21	〔活字器械代金受取証〕	明治11年7月8日	第十大区長大野木克正	-	罫紙・1枚	●
22	〔庁内建物借用願〕	明治11年9月	吉本次郎兵衛	第一課	半紙・1枚	
23	〔活版印刷値段表〕	明治12年2月	印刷方杓木政勝	-	半紙(活版刷り)・1枚	
24	〔譏謗律により罰金の申付〕	明治12年3月8日	金沢裁判所	石川新聞編輯長山中静	大美濃半紙・1枚	
25	〔罰金上納証〕	明治12年3月11日	山中静代人水上昌栄	金沢裁判所長桜井直養	半紙・1枚	

26	〔譏謗律により禁固罰金の申付〕	明治12年9月12日	金沢裁判所	宮田仲透	罫紙・1枚	
27	活版摺立物通帳	明治12年9月	吉本活版所	杳木様	横帳(仮綴じ)・1冊	
28	〔譏謗律により罰金の申付〕	明治12年11月21日	金沢裁判所	宮田仲透	罫紙・1枚	
29	〔印刷料金値下げに付伺い案下書 甲〕	明治12年12月	吉本次郎兵衛	庶務課	罫紙・1枚	
30	〔印刷料金値下げに付伺い案下書 乙〕	明治12年12月	吉本次郎兵衛	庶務課	罫紙・1枚	
31	御布告達活字版代価表	〔明治12年12月頃〕	吉本次郎兵衛	-	半紙(活版刷り)・1枚	
32	御布告達活字版代価表草稿	〔明治12年12月頃〕	吉本次郎兵衛	-	大美濃半紙・1枚	
33	〔北溟社設立願草〕	明治13年3月25日	北溟社	-	罫紙・4枚	●
34	〔北溟社設立願についての返答〕	明治13年3月26日	金沢区書記島林一平	山田定鐵	罫紙・1枚	●
35	〔罰金上納証〕	明治13年4月30日	植村石之助代人九島清久	金沢裁判所長桜井直養	半紙・1枚	
36	〔開業沿革年暦及人名草稿〕	〔明治14年頃〕	-	-	罫紙・2枚	
37	〔罰金上納証〕	明治14年1月15日	植村石之助代人鹿田正省	金沢裁判所長代理長安道一	半紙・1枚	
38	〔吉本次郎兵衛三周忌法要案内〕	明治28年8月か	発起人一同	-	半紙・1枚	
39	〔吉本次郎兵衛履歴〕	〔昭和4年4月以前〕	-	-	罫紙・1枚	
40	〔大村助太郎宛中神利人書簡〕	昭和4年4月16日	大阪朝日新聞社中神利人	明治印刷株式会社大村助太郎	封書・1通	
41	通門印鑑札	〔年次不明〕	-	-	切紙・5枚	
42	〔観光社同盟帳緒言ほか〕	〔年次不明〕	-	-	半紙(整板)・1枚	付箋あり

※〔 〕内は仮題。原文書は合綴されているが、本表は年代順に並べなおしてある。

※●印は、『吉本次郎兵衛／活字購入文献』として合綴されているものを示す。

【表2】『石川新聞』の発行部数

	期間	発行部数	増減	各回推定発行部数	備考
A	明治7年7月～ 明治8年6月	13,200	-	約360部	月3回で試算
B	明治8年7月～ 明治9年6月	16,500	3,300	-	-
C	明治9年7月～ 明治10年6月	27,100	10,600	約250部	月9回で試算
D	明治10年7月～ 明治11年6月	385,500	358,400	約1100部	休日祝祭日以外毎日
E	明治11年7月～ 明治12年6月	485,834	100,334	約1300部	同上
F	明治12年7月～ 明治13年6月	484,532	-1,302	約1300部	同上

※『内務省年報・報告書』第1巻～第9巻(大日方純夫・我部政男・勝田政治編、三一書房、

一 五百部 百五十〆文

但シ一部三百文ノヲロシ

此内七百三十目 板代

五百目 紙代

百五拾匁 摺仕立

貳拾五匁 折丁合

外二百五拾匁 諸方新聞

〆三拾目 遠所行駄賃

〆老貫五百八拾五匁

此損八十五匁

一 千部 三百貫文

内七百三拾目 板代

老貫目 紙代

三百目 摺仕立

五拾目 折丁合

八拾目 板下料

〇百五拾目 諸方新聞代

三拾目 遠所行

〆貳貫貳百六拾目

此ヲ月三度合

九百貫文

内六百七拾八貫文

貳百貳拾貳貫文利■(墨抹消)

此方式拾五貫文 丁稚一人

養給銀

一ヶ月見回り

百九十七貫文出目

定価三五〇文を三〇〇文で卸していくうえで、五〇〇部作製すると八五匁の損益となるので一〇〇〇部ずつ月三回の発行にするのだという。そうすることで一回につき七四〇文、月三回で二貫二二〇匁の利益となる。五〇〇部見積もりのほうには板下料がふくまれていないので損益はもう少し増えるが、いずれにしても五〇〇部ではまかなえない計算である。

ところで、見積もりで算出した一〇〇〇部という発行部数は、当時においてひとつの目安となっていたのだろうか。たとえば群馬高崎の『書抜新聞』も「壹ヶ月売捌部数、老

度摺立千部ツ、五度分……」と見積もっている。<sup>(5)</sup>『書抜新聞史料』におさめられた「明治六年十二月ヨリ本年五月迄新聞紙活刷部数取調」によれば、当初は発行部数を一〇〇〇部と見積もっていたが、実際は七〇〇から八〇〇部。それも次第に減少し、少ないときは三〇〇部ほどしか発行していない。これが当時の新聞の実際であろうし、『開化新聞』もこの例からはずれるものではない。

先ほどの史料「費用内訳」は見積もりにつづけて実際の発行部数に言及しているのだが、それによると当初の発行部数は「……全ク四百部二八成不申、其内百部斗帰候見回り二相成候」というものであった。この状況を打開すべく、吉本は県による買い上げを願ひ出る。

依而此新聞ヲ永続仕候二八、区会所毎二三十部宛御渡シ二相成候様奉願上候。左様二相成候得バ■■六七百部八行申候。私手前ニテ売捌申数ト惣計千部斗二相成申候。如此売口定り候上八、イツ迄モ相続申候。

各区会所ごとに三〇部というのはなんとも虫のよい話であるが、この願ひは「本県出版開化新聞毎月百部宛買上ケ、

各郡戸長工分配」<sup>(6)</sup>するといふかたちで実現するにいたる。こうした状況は他県においても同様であつて、たとえば『長野毎週新聞』も、「最初は……毎刊僅に四、五百部の発兌に過ぎず、夫も各町村へ義務購買をなさしめ」<sup>(7)</sup>ていた。この時期の地方紙は、どこも似かよつた状況と対応策を示していたようだ。さて『開化新聞』は翌月から改称することにるので、『石川新聞』の事例をみていってみよう。

『石川新聞』の発行部数は、『開化新聞』のように制作費内訳史料は遺っていないが、森山誠一「明治期石川県における新聞変遷——書誌的研究——」<sup>(8)</sup>が用いている『内務省年報』の統計数値が参考になる。ちなみに、第一回年報が明治八年七月から明治九年六月までを対象期間としていたため、『石川新聞』始発期の発行部数は不明である。<sup>(9)</sup>

さて、『内務省年報』をもとに作成したのが【表2】『石川新聞』の発行部数<sup>(10)</sup>である。表中、各回推定発行部数は各月の発行回数をもとに試算したもののだが、たとえはAのばあい、「三十二号以下冊子の体裁を変じて、日本紙大判一枚の片面に馬棟刷とせるものを、毎月三回発行せり」という『石川県史』の記述をもとに試算した。<sup>(11)</sup> Bに

ついでには記録が備わらず不明。Cは福井県文書館岡文雄家文書収蔵、明治九年二月八日付『石川新聞』末尾に記された定価記事をもとに割り出してある。これらを見ると、

当初『石川新聞』も『開化新聞』と変わらない発行部数であり、もしかしたら『開化新聞』より少ないときがあったかつたかもしれない。しかしなんといつてもいけばん目につくのは、発行部数が格段に増加しているDの期間だろう。これは、明治一〇年九月に出された石川県令桐山純孝による新聞購読勸奨の達の影響によるものであった。<sup>11)</sup>

吉本文書「『石川新聞』購読勸奨の達」は大美濃半截仮綴じ。活版で印刷されており、おそらく印刷御用をつとめていた吉本が印刷したものだろう。和田尚軒（文次郎）「金沢に於ける最初の新聞紙」<sup>12)</sup>に全文の翻刻が備わるが、『石川新聞』の転換点にあたる事項でもあるので、本節でも全文を掲げておく。

新聞紙ノ世ニ公益アル事ハ今更喋論ヲ俟サル処、中ニ就テ各地方新紙ノ儀ハ其治下施政ノ実況ヨリ民情風俗ニ至ルマテ普ク記載スルモノニシテ、何レノ地ト雖トモ最欠ヘカラサルモノナリ。然ル処、未開人民ノ購求

二念ナキモノハ姑ク関セサルモ、苟モ之ヲ購求者ニ於テハ其新紙体裁ノ良否二因テ益不益ハ勿論、底止観客多寡ノ関係ヲ起シ、又之ヲ他方ヘ送致スレハ自ラ優劣ヲ生シ、之ヲ慨言スレハ其地方ノ開否ヲ他ニ明示スルニ異ナラス。然ルトキハ、新聞紙ノ良否得失ハ大ニ察セサルヘカラサル勢ヲ含有セリ。爰ニ我石川新聞ハ積年脉絡ヲ保チ追々改良ニ歩ヲ進ムルモ、未夕観客二重分ノ公益ヲ与フルニ至ラサルカ故ニ、随テ購求者モ僅々且又其体裁各地方ニ比肩スル能ハサルノミナラス、最下等タル誹謗ヲ免カレス、畢竟県ノ体面ニモ関シ純孝深ク苦慮ノ折柄、今回之ヲ改正シ漸次各地方ノ右ニ出シト期シ社長奮起ス。純孝モ之ヲ嘉シ厚ク保護力ヲ加ヘント欲ス。然ルニ右改正ニ付テハ、第一数万ノ活版ヲ新製、其他百般ノ事都テ創業ニ係ル姿アルヲ以テ経費夥多ト雖トモ、前文保護力ノ厚意ニ基キ既ニ改正ノ許可ヲ得、十月十日頃ヨリ発行スト聞ク。然ル処、右新聞紙売捌方ノ多寡ニ因ツテ費金償却方ニ関係ノ大困難アリ。爰ニ於テ尚思フニ、当分県官ヲ始メ区吏・学区取締・其他各学校教員等ニ至ルマテ普ク購求ヲ仰キ、漸次人民ノ開進ヲ補助ノ外策ナキモノト見認

又、各位御協議旁御依頼ニ及ヒ候。併御都合ニヨリ組合ヲ立ラレ、其内へ御購求等ハ素ヨリ苦シカラサルモ、其力ヲ有セラル、向ハ精々各自ニ御購求アラン事ヲ特ニ希望ス。最モ右等ノ事ハ各自ノ望ニ任スヘキ理ニシテ強テ請求スヘキ筈ハ万々アルヘカラサルモ、前文無抛場合ニ付、県下新聞紙ノ成立方当分県官已下其筋々ニ於テ厚ク保護力ヲ加へ、到底人民ノ開智ヲ誘導スルノ御見込ヲ以テ厚ク御勘弁ノ上、区方并各校へ至急御通知ヲ仰キ度、此段内々申進候也。

明治十年九月卅日

富山出張 桐山純孝

区 長

御中

学区取締

尚々本文新聞紙御購求方之儀、一応ハ本庁ヨリ報告及ヒタレトモ、初発社長へ対シ改正方内勸奨モ致シタル末ニ付、出張先ナカラ尚別段御内依頼ニ及ヒタル事ニ候。否ヤ御内報ヲ仰ク。且本書之趣旨ハ該社ニ利益ヲ与フル為ニ盛大ヲ期スルニアラス。全ク開智ノ一端ニ供スル事ハ申迄モ之レナクト雖トモ、念ノ為メ申添置候。

一 東京報知社長ヨリ同社新聞紙購求方之儀、分テ依頼之レアリ。最モ石川新聞トハ成立方ハ異ナルモ、区務所・学校等ニ於テハ御縁合相成候ハ、精々来意ニ応シ候様致度、此段モ併テ申進候也。

県令桐山が『石川新聞』の購読勸奨に踏みきつたのは、ひとつには『石川新聞』が「観客ニ重分ノ公益ヲ与フル」ほどの質を有しておらず、したがって各地の新聞に比して見劣りがするということ。これは「県ノ体面ニモ関」わる問題であった。そしてふたつには、今のままの状態では明治八年一〇月に払い下げた活版印刷器械費用の支払いに支障をきたすという理由によるものであった。つまり突きつめていえば、石川県の内外政に関わる問題であったからとということになる。そこで購読を勧奨することで売捌高の充実安定をはかろうとしたのである。明治六年の時点では『開化新聞』を一〇〇部買い上げて各郡戸長へ分配するものであったが、今回は「県官ヲ始メ区吏・学区取締・其他各学校教員等ニ至ルマテ普ク購求ヲ仰」いでおり、一回に一〇〇部を超えるほどの供給先を安定して確保しうるようになっている。発行部数増加の内実は、如上の理由によ

るのであった。

この購読勧奨達をうけて、明治一〇年一〇月一日に富山支庁長松原匠作が、同月六日には石川県庁第一課長石川昌三郎が、戸長・学区取締にたいして達を出している。<sup>(13)</sup>

石川新聞之義、体面ヲ改革シ一層善良ノ地ニ進メ候ニ付テハ権令公ヨリ別紙御内頼之通ニテ、当分県官以下其筋々ニ於テ保護力ヲ加ヘ、人民開智誘導ヲ望マレ候ニ付テハ、精々購求方御尽力且各位ニ於テモ希クハ御一名毎御購求相成新聞発兌ノ保護ヲ加ヘラレ、閭管民政囑治ノ效ヲ翼賛シ、以テ 権令公ノ盛意ニ副フ処アラシキ事ヲ冀望ス。就テハ新聞社之者各區務所へ出頭頼談ニ及候儀有之筈ニ付、御熟談有之様致度右ハ 権令公御駐在所富山ヨリ御郵発ニ付此段小子ヨリ申添候也。

十年十月一日

富山支庁長 松原匠作

この購読勧奨達の前年、明治九年四月には新川県を、同年八月には敦賀県を併合。石川県は加越能と越前の一部を

包括するにいたる。そして同年十一月に区制と行政区域の再編成がおこなわれた。『石川県治一覽表』<sup>(14)</sup>によれば、このとき石川県は全二八大区三八五小区。石川県が新聞購読者として狙いをさだめた「県官ヲ始メ区吏・学区取締・其他各学校教員」たちの人数を列記してみると、次のようになる。

県官

奏任 二名

判任 一〇四名

等外 六〇名

区吏

区长 二八名

副区长 五九名

戸長 三八六名

副戸長 三四二八名

学区取締 七二名

監事 二〇六名

師範学校

教員 一一八名

各小区の正副戸長までふくめると、県官は一六六名、区吏は七五二八名の計七六九四名。このときの発行部数は約一一〇〇部なので、単純計算ではあるが、「県官ヲ始メ区吏・学区取締・其他各学校教員」たちへの普及率は約一五パーセント弱となる。もちろんこの数値には県外購読者や各府県庁送付分がふくまれていないし、購読者層をいわゆる地域の指導的立場にある階層にしぼったうえでの計算である。けれども後述するように、この当時の新聞購読者層はこの範囲を超えるものではなかったと思われるので、右の数値もいちおうの目安になろうかと思う。したがって『石川新聞』の発行部数が一〇〇〇部を超えたといつても、県の想定購読者の一五パーセント弱しか浸透しておらず、ましてや全人口となれば推して知るべしというものである<sup>(15)</sup>。これを逆からみてみれば、県の政策によって一五パーセント弱にまで上昇したということでもあるわけで、そうしてみると県の「保護力」の大きさが垣間見える数値でもあるのだった。

### 3 流通する新聞、購読する人びと

『開化新聞』『石川新聞』の流通範囲はいかなるものであつて、そこにどのような人びとが関与していたのだろうか。本節では両紙の流通面について検証を加えていくのだが、その前にまず、秋田県で発行された『秋田遐邇新聞』<sup>(16)</sup>を用いて地方紙の流通モデルを提示しておきたい。『秋田聚珍社関係書類』<sup>(17)</sup>におさめられた史料のなかに、明治一二年七月一日より明治一三年六月三〇日までを対象とした「秋田遐邇新聞并二雑誌売捌高」がある。これによると、『秋田遐邇新聞』は東京・京都・大阪の三府はもちろん、近隣の陸奥青森・陸前宮城・陸中岩手・羽後山形・越後新潟、ほかに甲斐山梨・伊賀三重・尾張愛知・摂津兵庫・土佐高知・肥前長崎・豊前大分・薩摩鹿児島に北海道千島へと流通している。一年間の流通部数は、東京府下が一五五〇部、京都・大阪および近隣諸県が二五〇部で、ほかはだいたい一七五部となっている。このときの『秋田遐邇新聞』は月曜日以外の発行だから、単純計算で、一日につき東京府下へは約五部、京阪近隣諸府県へは約一部、ほかへ

は二日で一部ということになる。この部数は、いずれも各府県庁へ送っていたことを示していよう。東京府下がほかの地域より多いのは、府庁だけでなく出張所や省庁へも送られていたからであつて、個人購読ではなかつたと思われる。そしてこれらは、たとえば東京の又新社『類聚新聞』が大坂・青森・兵庫・浜田・若松の各府県へ購読勧誘願を提出しているように、<sup>(18)</sup> 聚珍社から各府県庁へ願い出るといふかたちで契約を交わしていたと思われる。

では、これらをふまえて『石川新聞』から検証してみようと思うのだが、まずは山梨県布達第二〇三号を掲げるところからはじめていこう。<sup>(19)</sup>

新聞原稿通送の義に付、先般第七十七号を以致布達候通送免許の諸新聞社号並箇所別紙の通候條、此段為心得管内無洩相達する者也。

明治六年十月十二日

山梨県権令藤村紫朗

このあとに「先般……致布達候通送免許の諸新聞社号並箇所」が四八社列記されるのだが、そのなかに「石川新聞

元開化新聞 加州金沢宝船路町 吉本屋次郎兵工」とある。

「新聞原稿通送の義」というのは、明治六年六月二八日大蔵省布達第一〇四号「新聞原稿通送規則」をふまえたもので、「駅通頭の通送免許有之諸新聞紙上一載スヘキ為メ、其社へ報知スル原稿八本年七月一日ヨリ無税ニテ通送配達差許」<sup>(20)</sup> ずものであつた。この原稿通送免税に先だつ明治五年一〇月には、新聞そのものの郵便料金が割安になる通送免許もおこなわれていて、山梨県では「第七十七号を以て「駅通頭の通送免許有之諸新聞紙」を布達したようである。吉本がこの通送免許をうけたのは、明治六年一月のことであつた。<sup>(21)</sup>

#### 開化新聞

右表題之新聞紙、定価ヲ以通送之義准允致し候条、得  
其意、枝宿之分八、本道駅々より通達可有之候事。

明治六年一月十七日

駅通寮

二月五日到來也

東海道品川駅より

前ヶ須宿迄

## 右郵便御用取扱所

迨而此触書至急順達、留より可相返モノ也。

『開化新聞』は翌月から『石川新聞』と改称することになるので、実際に低額料金で通送頒布がはじまったのは『石川新聞』になってからのことになる。山梨県『全国新聞紙発兌人名表』に「石川新聞 元開化新聞」と但し書きがついているのも、如上の事情による。なお右引用文の「定価」とは、新聞の定価ではなく、明治五年一〇月「新聞紙通送規則」で定められた通送料のことをさしている。<sup>(22)</sup>この駅逓寮からの布達は「東海道品川駅より前ヶ須宿迄」の「郵便取扱所」にまわされたものであるが、おそらく全国の各宿郵便取扱所にも同様の文書が行き渡ったかと思われる。しかしながら『秋田遐邇新聞』がそうであったように、越後・信濃・飛騨・近江といった近隣諸県庁を中心に、二部ずつ送られていたと考えるのが実状に即しているよう。また『石川新聞』には京都・大阪・長崎の景況をつたえる記事が多いのだが、「新聞原稿通送規則」によって情報やりとりが促進され、その流れのうえにのって該所の府県庁へ新聞も送られていたと思われる。ちなみに吉本文

書「〔石川新聞請求書〕」（明治一〇年一月）によれば、石川県庁が一部、富山と福井の両支庁は二部ずつ『石川新聞』を購読している。

いっぽう東京府下への流通状況はどうであろうか。明治八年二月九日付『郵便報知新聞』の附録に掲載された「明治七歳中新聞紙冊通送通計表」をみてみよう。これは駅逓寮録事として作成されたもので、明治七年一月から一二月における全国三四紙の流通量が記されている。以下にその数値を掲げるが、この数値の来歴に関する説明がないという問題がある。ただ、掲載数値からみて発行部数をそのまま反映した全国各地への流通量ではないし、また発行地のみでの流通量であったとも思えない。『東京日日新聞』や『横浜毎日新聞』の数値からみて、これは東京府内における流通量ではないかと考える。たとえば、明治七年一月時における『横浜毎日新聞』の通送量は「二四、二九三」。このときの『横浜毎日新聞』は日曜日以外の刊行なので、一日につきおよそ五〇〇部強の流通量となる。『横浜毎日新聞』の発行部数はすでに二〇〇〇部を超えているわけで、<sup>(23)</sup>以上のことから当該史料の数値を東京府内における流通部数と思料する次第である。さてこれによると、『石川新

聞』の流通量は次のようなものであった。

一月 (40)    二月 (61)    三月 (25)  
四月 (60)    五月 (20)    六月 (66)  
七月 (67)    九月 (33)    十二月 (15)

※括弧内は通送数。

※八・一〇・一一月の通送数の記載なし。<sup>(24)</sup>

この時期の『石川新聞』は月三回の発行だから、一回につき約一〇から二〇部ということになる。主として石川県の布達を中心とした県内情報を掲載する『石川新聞』を東京で個人購読するというのは考えにくく、だとすれば『秋田週報新聞』とおなじように、石川県の出張所にとめる人びとや省庁に送られていたと考えてよさそうである。

さて、石川県内に目を転じてみよう。明治一〇年九月の購読勧奨達をうけて、石川県庁第一課長石川昌三郎が区長・学区取締にたいして同様の達を出していたことは、前節で述べたとおりである。本節で注目したいのは、その六日後の明治一〇年一〇月一二日に石川が出した達「〔石川新聞各区内内達に付達〕」（吉本文書）である。

兼日及御依頼置候石川新聞紙ノ儀、器械改良整頓候付本日ヨリ更ニ発兌候旨届出タリ。依テハ不取敢<sup>(ママ)</sup>枚配達為致候間、其区内夫々工御分配方宜敷御取計有之度。尚今後引続多数購求相成候様、御周旋ノ程切ニ希望候也。

達の対象は、内容からみて購読勧奨達とおなじ区長・学区取締であろう。「今後引続多数購求相成候様」に新聞を「御周旋」してまわる彼らの姿は、新聞のあり方を如実に物語っている。新聞を「其区内夫々工御分配」するというのが、各戸々に分配するというのは考えにくく、おそらくは区長や学区取締から小区の代表者であった戸長へ、そこから副戸長へと新聞は流れていったかと思われる。正副戸長といえば、「上達下通聊壅蔽ナク尽力イタスヘク」「御布達物無洩漏触示」し、「時々ノ御布達ノ趣了解セサル者へ説示シ」<sup>(25)</sup>たりする情報の媒介人であり、上意下達の情報流通網にあつては末端に位置する役職である。もうひとつ例を挙げておく。明治七年五月、石川県第九区の区長が願い出た「市中平生心得新聞へ記載願」<sup>(26)</sup>は、「市中平生心

得ト題シ大略目ヲ挙、聊心得ノ階梯ト仕度」く、ついでには「当県新聞附録トナシ、上木ノ上区内毎戸一葉宛頒布仕度奉存候」というものである。布達日誌など府県の公文書とおなじように正副区戸長や学区取締が流通の媒介となっている状況は、新聞やその附録が公的な上意下達のメディアとして認知・利用されていたことを示している。こうした流通のあり方は、『石川新聞』の前身である『開化新聞』においても同様であった。

富山県立図書館所蔵の『開化新聞』第一〇号（明治五年三月）から第一四号（明治五年五月）、および明治新聞雑誌文庫所蔵の『開化新聞』第一八号（明治五年六月）の末丁裏には、「売弘印」として「越中魚津荒町／蔵屋清左工門」の墨印が押捺されている。この「蔵屋清左工門」とは、「魚津町方役人氏名書上」に名がみえる「元治元年 横目 蔵谷清左衛門」のことであろう。<sup>(27)</sup> 現在確認しうるなかでは明治五年三月刊『開化新聞』第一〇号がもつともはやい事例であるが、明治五年三月を魚津市の歴史に照らしてみると、この月は新川県庁が魚津町に設置された月でもある。『開化新聞』の売り弘めが県庁設置とともに始まったかどうかまでは断定しえないが、『開化新聞』の流通に町

役人を務めたことのある人物が関与していたことは確実にある。

既述のように新聞は郵便網にのつて流通していたわけだが、各駅内に設けられた郵便取扱人には、その駅内の豪農商や肝煎などが任に就くことが多かった。<sup>(28)</sup> たとえば明治五年一〇月、栃木県庁作成の『郵便報知新聞購読告諭』<sup>(29)</sup> をみてみよう。これはその名のとおり『郵便報知新聞』の購読を勧奨する布達であるが、そのなかの「郵便報知新聞売捌人名」には売り捌きに関わった人物二五名が列記されている。このうち素性不明の九人をのぞいた一六名はすべて郵便取扱人で、また彼らの多くは、各町村宿の元締や正副戸長の任についていた者たちでもあった。如上、『開化新聞』においても各町村役人や郵便取扱人、すなわち地域において指導的立場にあった人びとが売り弘めに関与していた状況が指摘しうるのである。

つづけて、新聞に掲載された売捌についてみておこう。明治九年一二月八日付『石川新聞』の「売捌所」は次のようなものであった。

越中国富山西町

大橋甚吾

同 高岡木舟町 車平次郎  
 加賀国大聖寺京町 堀江勘七郎  
 越前国福井照手上町 岡崎左喜介  
 同 本町 酒井安兵衛  
 同 町 若代正  
 同 錦上町 森下次次郎  
 同 武生幸町 千秋慎一  
 同 阪井港新町 近藤円七

このあとの『石川新聞』を繰っていくと、越前では「鯖江  
 中小路 竹村寛二」「粟田郡旭町 鈴木精三」が、金沢で  
 は「金沢尾張町六番邸内 雲根堂」「金沢片町 武藤信  
 吉」「博労町五十七番邸 日新堂」が、能登では「能美郡  
 小松上本折町四十三番邸 別宮又四郎」「能登国七尾龜山  
 町六十九番邸 金森外二郎」がそれぞれ名をつらねること  
 となる。鈴木俊幸『近世日本における書籍・摺物の流通と  
 享受についての研究——書籍流通末端業者の網羅的調査を  
 中心に——』<sup>(31)</sup>に徴してみると、彼らの多くは、東京や京  
 阪名古屋で刊行された書籍の売捌に名をつらねていた者た  
 ちであった。なかでも越前の岡崎左喜助は、明治五年八月

に創刊された足羽県の新聞『撮要新聞』の発行元となつて  
 おり、また明治六年一月、伊勢山田で創刊された『渡会新  
 聞』の売捌にも名をつらねるなど、はやくから新聞の発信  
 中継地点として活動していた形跡がみうけられる。京阪  
 や美濃尾張へ流通するばあい、岡崎によるところが大きか  
 ったかと思われる。

ところで、右の者たちがすべて本屋であつたわけではな  
 い。たとえば能登の別宮又四郎は、その地域の名望家であ  
 った。こうした流通のあり方は新聞の購読状況とも密接に  
 関係してくることになるのだが、別宮の素性もあわせて後  
 述で明らかにする。

ともあれ、新聞の売捌に名をつらねているのが右の挙げ  
 た者たちだけであつたということじたい、『石川新聞』の  
 流通事情を示唆するものであろう。明治十一年一〇月七日  
 付『石川新聞』雑報によれば、金沢の雲根堂は「……御巡  
 幸の跡から越前国福井までチリンく、サーサ今日の新聞と  
 呼はりく」読売をして売り歩いていったという記事もふ  
 まえるならば、『石川新聞』の主要な流通範囲が、越前加  
 越能という加賀の往来筋、人や物の流通する地域であつた  
 ことを示しているのである。

さて、新聞の流通事情は右にみてきたとおりだが、いっぽう購読する側はどのような状況だったのだろうか。明治九年九月八日付『東京日日新聞』雑報が伝えるところによれば、石川県において「新聞誌ハ県官区長、その外学士及び一二会社の外視るもの」はいなかったという。近隣に目を向けてみると、越中高岡では「新聞紙及ヒ雑誌ヲ購読スルモノ高岡六千戸中二百分ノ一即三十戸ニ過ス」<sup>(32)</sup>、能登の今浜村でも「村中新聞紙ヲ購読スルモノ一家モアルコトナク、只夕学校教員アルノミ」<sup>(33)</sup>というものであった。こうした状況は、地方における新聞購読の実状であったとみてよい。

千葉県下景況／……○新聞ハ学校扱所、将た極て富豪の者にあらされハ見ず。多くハ東京の三新聞也。又三日位にハ町裡を売行くと雖も、買人少なし。<sup>(34)</sup>

三重県下四日市近況……○新聞紙ハ学校大小区の事務所、三井銀行の出店、其他極て富豪の者に非されハ之を取寄せす。多くハ東京二大新聞と大坂日報なり。<sup>(35)</sup>

明治一〇年九月の新聞購読勸奨達によつて購読者は一気に広がりをもせるようになったが、購読者は正副戸長のほか「県官ヲ始メ区吏・学区取締・其他各学校教員等」の範疇をこえるものではなかった。これは『開化新聞』においてもおなじ状況であったと考えてよいかと思う。富山県公文書館生田文書には『開化新聞』第一号・第五号が、石川県立歴史博物館新田家文書には『開化新聞』第一号が遺存する。このときの生田家は副戸長をつとめていた家であり、新田家も幕末から明治維新前後にかけて区長などの役務に就いている家であった。<sup>(36)</sup> 前節で検証した『石川新聞』の普及率や『開化新聞』の発行部数と、漢字平仮名交じりに左右パラルビの文章によつてつづらられているという体裁とが、こうしたことの明証となろう。

藤井信幸「三等郵便局長と地域社会」は、「すでに江戸時代においても豪農、豪商と呼ばれる各地の資産家が地域外情報を熱心に蒐集し、地域内での情報共有化に努めて」<sup>(37)</sup> いて、「それゆえ、幕藩体制の支配機構の下層ないし末端に位置する豪農や豪商の情報活動の役割が、明治時代になつても、資産家や素封家のいわば職分として引き継がれたような印象」があるという。『開化新聞』『石川新聞』の

購読は、こうした人びとの「情報活動」に支えられていたのである。

#### 4 新聞享受の場

既述のように、新聞を行政文書としてみてみるならば、豪農商や郵便取扱人、正副戸長といった地域の指導的立場にある人びとが媒介となっていたのは当然のなりゆきである。したがって自発的に情報を収集するだけでなく、「職分」として収集・開示・解説していただることは想像に難くないし、正副戸長は実際に「時々ノ御布達ノ趣了解セサル者へ説示」<sup>(38)</sup>することが義務づけられていた。本節では、こうした「情報活動」の一端としての新聞解話会や新聞縦覧所について検証する。非購読者が新聞と接触可能であった場の存在や傾向を、『開化新聞』『石川新聞』との関わりのなかで検証してみようと思う。

まずは現在までに確認しえた新聞縦覧所を掲げてみるが、時系列に沿ってならべると次のようになる。

#### A 叢書堂

- 【所付】 第一二区金沢長町
- 【開業】 吉本次郎兵衛
- 【期間】 明治六年一月六日
- 【出典】 『開化新聞』第三〇号、明治六年一月

#### B (名称不明)

- 【所付】 金沢
- 【開業】 石川県出版会社
- 【出典】 『東京日日新聞』雑報、明治九年七月九日
- 【備考】 「○出版会社あり。専ら小学用の書籍を翻刻し、県下ハ勿論、京坂に向けて出売せり。其出版ハ輿地誌略・小学読本を最とす。旁ら新聞縦覧所を設くと雖も、看客ハ稀れなり。此会社ハ始めより私立なり。然るに其門に石川県出版会社と掲げ、……」

#### C (名称不明)

- 【所付】 金沢(兼六園内)
- 【開業】 吉本次郎兵衛
- 【期間】 明治一一年春、明治一一年一月三日
- 【見料】 無料

【取扱】石川新聞、東京日日新聞、朝野新聞、郵便報知新聞、教育新報、団団珍聞など

【出典】『石川新聞』雑録、明治十一年四月六日

#### D 三有社

【所付】越前福井春山中町五番地

【開業】益田正ほか二名

【期間】明治十一年六月一日

【見料】無料

【出典】『石川新聞』雑録、明治十一年四月六日

【備考】福井県文書館石倉家文書「広告（新聞縦覧所設置

二付）」（明治十一年六月一日）も参照

#### E (名称不明)

【所付】越中高岡木舟町

【開業】群芳堂（書肆）

【期間】明治十一年二月一〇日

【見料】要加入金

【出典】『石川新聞』広告、明治十一年二月二日

#### F (名称不明)

【所付】能登今浜村

【開業】末盛小学校

【出典】『石川新聞』寄書、明治十二年三月二十八日

#### G (名称不明)

【所付】越中射水郡伏木村

【開業】辻久左衛門ほか八名

【見料】無料

【取扱】各社の新聞紙・雑誌およそ十種

【出典】宮林家文書「新聞縦覧場設置願」（明治十二年四月一四日）

#### H (名称不明)

【所付】金沢（博覧会場内）

【開業】吉本次郎兵衛

【出典】『石川新聞』雑報、明治十二年六月二日

#### I 有実社

【所付】能登能見郡小松龍助町

【開業】 別宮又四郎ほか四名

【期間】 明治一二年六月六日

【見料】 無料

【取扱】 東京諸新聞および大坂各地新聞諸雑誌など数十余種

【出典】 『石川新聞』 雑報、明治一二年六月一日

J (名称不明)

【所付】 大町五十嵐和一邸内

【開業】 魚津町役場

【出典】 明治一二年「魚津町戸長役場予算書」(『魚津町史』、新興出版社、一九八二年復刻、五〇四〜五〇七頁)

K (名称不明)

【所付】 越中射水郡新湊放生津新町

【開業】 宮林彦九郎

【期間】 明治一三年一月

【見料】 無料

【取扱】 東京日日新聞、朝野新聞、大坂新報、中外物価新報、石川新聞、工業新報、東京商法会議所要件録、団団珍

聞、東京経済雑誌、交詢社雑報、勸農局月報、農事月報など

【出典】 宮林家文書「新聞縦覧所開設の義に付願」(明治一三年一月一日)ほか

吉本次郎兵衛が開設に関わった縦覧所は、A・C・Hの三つ。現在のところ、Aの「叢書堂」が石川県においてもつともはやく開設された新聞縦覧所のようなのである。明治六年一月刊『開化新聞』第三〇号によれば、「日新開化ヲ勸メン為メ、和漢洋ノ書籍及ヒ日誌・新聞等悉ク蒐集シ、披閱ノ便宜ニ備」えようとしたものであった。叢書堂開設にあたっての人事は明記されていないが、吉本とおなじ第十二区内に開設されていて、なおかつ『開化新聞』末尾の「商売等広告之事ノ……」一「新発明器書籍之類産物食物薬道具等」をふまえたと思しい「新発明ノ器械并ニ動植物ノ培養法等心付附ノ方々ハ、此堂ニ来テ伝授アルヘシ」という条項があることからみて、叢書堂開設に吉本が関わっていたのは間違いないからう。叢書堂のその後については不明である。

Eの群芳堂は、越中高岡貴船町に店をかまえていた車屋

平次郎の堂号。鈴木俊幸前掲書によれば、東京・大阪書肆の刊行書籍の売捌に名をつらねている本屋である。双鬘小史「新聞縦覧所開設ノ祝詞」<sup>(39)</sup>によれば、新聞や雑誌の購読者が「高岡六千戸中二百分ノ一、即三十戸二過」ぎない状況を嘆き、衆庶の「知識ヲ拡充」せんために「数十種ノ新聞雑誌ヲ看客二供」したのだという。「看客ノ捐金」すなわち見料だけでは縦覧所を維持していくこと能わず、「看客中、殊ニ有志ノモノ月加入金」も徴収することで、縦覧所を経営していたようである。

Iの有実社は別宮又四郎ほか四名の開設になるものだが、前節でも述べたように、彼は『石川新聞』売捌のひとりでもあった。「東京諸新聞并に大坂各地新聞諸雑誌等数十余種」<sup>(40)</sup>という品揃えは、別宮が取り扱っていた新聞や雑誌であろう。別宮が『石川新聞』売捌に名をつらねはじめた明治一二年七月を、藤田直次「寺子屋別宮又四郎先生——九十年前の碑にみた教育の真実——」<sup>(41)</sup>に徴してみれば、別宮又四郎三七歳、小松で教育に従事していた頃である。生家は雑穀商をしていたというが、「自ら図書出版の道を開拓し、進んで書籍販売の業を興し、寺子たちの父母兄弟はもとより、広く一般郷人の学問志向への啓蒙をはかられ

た優れた地域社会の指導者であつた」。つまり、「地域社会の指導者」という立場から「啓蒙」の一環として、有実社なる新聞縦覧所を設立したのである。素性は不明であるが、有実社の共同開設者たちも豪農商といった名望家であつた可能性が高い。

Dの三有社は、「益田正」なる人物が「同志両三輩卜謀」<sup>(42)</sup>つて開設したものだ。彼らの素性については不明である。縦覧所の開場式で「福井支庁長徳山二等警部はじめ県官七名」<sup>(43)</sup>が臨席し祝辞を朗読しているところをみると、別宮又四郎のような地域の名望家であつた可能性が高からう。

Kの新聞縦覧所の開設者である宮林彦九郎もこうした地域名望家のひとり。屋号を綿屋といつた宮林家は富山湾一帯の漁場に君臨した越中放生津の海商で、加賀の銭屋五兵衛に匹敵する豪商として知られていたという。<sup>(44)</sup>宮林彦九郎の縦覧所は、「文学ヲ以テ智力ヲ培養シ、各自業的ノ福祉ヲ殖セン」ためには「新聞編雑誌ニ如クモノナシ」という考えのもとで開設されたものであつた。<sup>(45)</sup>明治一三年一月三〇日の開設式には六六名が出席したが、戸長（桃井茂平・堀江又二郎・吉野文五郎・泉田又五郎・高松権四郎

・菅谷清平)、船主惣代(南島久七・中瀬七造・稲垣伊右衛門・朽木清平・金木喜三)、学校教員(鼎護城・柴松太郎)らが臨席している。素性不明の者が多いけれど、有実社や三有社とおなじように、地域の指導的立場にあった豪商が私費を投じて設立した縦覧所であった。取扱紙は先ほど掲げたとおりだが、<sup>(48)</sup>『中外物価新報』『工業新報』『東京商法会議所要件録』『勸農局月報』『農事月報』などは、まさに地域農工商業の開化発展を目的としたラインアップとなっている。縦覧所とは別に、宮林はじぶんで新聞も発刊しようともくろんでいたようだが、<sup>(49)</sup>いまのところ、この新聞の紙名・所在ともに不明である。

Jの縦覧所は魚津町役場の発起になるものだが、明治一二年「魚津町戸長役場予算書」によれば、「役場内ノ狭キ二、外見込便宜ノ箇所モ之ナク故、仮二大町五十嵐和一宅ノ内借入レ、之ヲ設」けることにしたのだ<sup>(50)</sup>。五十嵐和一の素性は不明であるが、縦覧所を設置しうるくらい余裕をもった邸宅で、なおかつ役場とも近い関係にあった人物だからこそその措置だったのだろう。だとすれば先ほどとおなじように、豪農商など地域の名望家であった可能性が高い。

こうしてみると、新聞縦覧所設立にたずさわっていたのが書肆や学校、名望家たちであったというのはきわめて合理的であるように思う。彼らは商売柄あるいは立場上、情報の収集を日常的におこなっている、つまりは情報網をみずから所持している者たちである。それゆえ地域においては情報センターのような役割をになつており、そのセンターのごとき新聞縦覧所を設置するだけの場所と財力を有した者たちなのである。

では、その縦覧所の実状はどのようなものであったのだろうか。たとえば、Fの末盛小学校では校内に新聞や教育雑誌の縦覧所を設置したが、「往テ覧ルモノ一人モ」<sup>(51)</sup>いなかったという。Dの三有社も、「毎日新聞ヲ縦覧スルモノハ亡慮数十人。是トテモ皆同シ人ニテ、毎日相代ラサル」<sup>(52)</sup>状況であった。もちろん右以外にも縦覧所は開設されていたはずだが、ほかの縦覧所でもおなじような状況であったと考えられ、その後の経過報告がなされていないことからすると早々に立ち消えになったかと思われる。

本音/建前の別はともかく、設立趣意書を読むかぎりにおいて、彼らの縦覧所は地域全般を射程圏内としていた。けれども問題なのは、彼らの用意した『東京日日新聞』

『朝野新聞』や『石川新聞』などが、人びとの、そうした新聞を必要として読み・考え・日常に反映させるだけのリテラシーや生活状況と、必ずしも一致しないということである。つまり彼らのつくった縦覧所は、彼らの交遊圏をこえるものではなかったといえる。だとすれば縦覧所の存在意義も薄れていくこととなり、短命に終わるのもうなずけよう。ここに、民権結社や学術結社が設立した新聞縦覧所との大きな差異がある。新聞にたいする自発的なモチベーションが、このばあいにはなかったといえるのである。

さて、こうした新聞へのモチベーションを官費によって高めようとしたのが、いわゆる新聞解話会である。新聞史研究においては、明治五年一〇月、山梨県『峡中新聞』に載った「新聞解話会」がよくひきあいにだされている。石川県におけるおなじような事例として、明治五年一一月布達の解儀条例がある。それによれば、「区学校ニ於テ御布告物等銘々了解シ易キ様可説示候条、……日暮ヨリ営業ノ余暇ヲ以男女共出席聴聞」し、「御布令ノ旨趣ハ勿論、内外ノ新聞都テ勸善懲惡人民有益ノ事ヲ説」くことが明記されている。<sup>53)</sup> そのばあい、「正副戸長・区学校幹事等」の出席が義務づけられ、出席者への解儀は「区学校教師」がつ

とめることとされた。購読紙は明記されていないけれど、『東京日日新聞』『郵便報知新聞』などとともに『開化新聞』の名を挙げることは可能であろうし、『石川新聞』に改称してからも同断であったはずだ。そのほかの例として明治五年正月、金沢区内の有志の者たちが金沢県庁に武学義塾創設願を提出するが、その規則に「漢学者四書素読より『国史略』『十八史略』等、其他訳書・日誌・新聞をも読しめ、早く時情を得、開化に趣かしむを要す」<sup>54)</sup>の一条がある。また学校では新聞日読会が開設されていて、「中学校におゐて……毎日第九字より四字迄相立候新聞日読会」では「頃日諸方の新聞・新書籍」を取り寄せていたという。<sup>55)</sup>

こうした解話所への、人びとの出席状況についてみてみよう。石川県第九区のばあい、「御布告解議取設ニ相成ト雖、兎角固陋ノ旧習脱シ難ク、甚タシキニ至リテハ今日一身ノ進退ヲモ弁知セサル輩モ有之」<sup>56)</sup>という状況で、上記にみられる区長の嘆きは解話会への出席率がきわめて低かったことを示している。ほかにたとえば、佐渡の相川における「新聞授読会」の事例。明治八年三月二四日付『朝野新聞』寄書によれば、「其当座は夜毎に三十人程も無席料

にて聴聞」していたけれども、それも次第に足が遠のいていき、ついには「一文いらず聞かさへなき程」になつていったという。

前節でも述べたとおり、新聞の購読者は正副戸長のほか「県官ヲ始メ区吏・学区取締・其他各学校教員」など地域の指導的立場にある人びとにとどまるものであったが、縦覧所や解話会においても同様の状況を示していた。新聞購読勸奨の達によつて部数が一〇〇〇部を超えたといつても、新聞が衆庶一般にひろく浸透したというわけではない。情報といつても新聞だけでなく、見聞や体験をおしても入手することは可能であつた。生業に関する情報も、同業者との交流のなかで入手しえただろう。こうした情報環境に身を置いていた人びとの新聞にたいするニーズは、経済的事情ともあいまって、きわめて低かつたといえるのである。上意下達の情報伝達機構のなかにあつて、縦覧所も解話会も「上」の思惑と「下」の現実との齟齬のうえに成り立っていたのである。

## 5 結語

明治六年二月、秋田県で「新聞誌社開設ノ告諭」がだされた。<sup>(57)</sup>

……見聞を博くし、事情を明らかにし、人間の急務を弁ずるには新聞誌を讀に如くものなかるべし。県下に於ても活版社を設、東京・横浜社中に出版する所の新聞誌、或は公文日誌、且当県議立の布達、其外出版して管内に広く売弘めなば、人民日を追て開化進歩するのみならず、……

この翌月に『羽後新聞』の発兌願が県庁に提出されることになるのだが、<sup>(58)</sup>活版所を設け、新聞のみならず一切の布達類の印刷・出版をまかなつていこうという姿勢は、本論で検証した新聞のあり方とおなじことを示している。石川県のばあい、『開化新聞』創刊をめぐる公文書が遺つていないためにくわしい事情まではわからないけれども、吉本治郎兵衛が明治六年に活版印刷器機一式を購入して石川

県の「御庁活版御用被仰付、管内御布達及ヒ日誌等」の印刷・出版を請けおうようになっていったことをふまえるとおそらくは秋田県とおなじように県主導でおこなわれたものと考えてよいかと思う。ただし県主導といつても『開化新聞』は急拵えであったようで、明治四年一二月に刊行された第一号と第一号附録の内容は、布告以外はすべて他紙の抜き書きで構成されている。内訳は〔表3〕「記事出典一覽」を参照ねがいたい。<sup>(61)</sup> もつとも、吉本文書「〔吉本次郎兵衛履歴〕」<sup>(61)</sup>には県主導を思わせる文言はみあたらないし、むしろみずからすすんで上意下達の建白をおこなったとしている。むしろ、吉本の履歴ゆえの記述と考えるべきかもしれないのだが、該当箇所を次に掲げよう。

明治四年冬、松田氏ト計新聞紙発行ヲ出願シ、則十二月々中二許可アリテ開化新聞第一号月末二発売ス。…其翌明治五年、藩庁へ上意下達ノ建白シ御採用被為有、従来御家流ノ筆者ニテ記載候成シ処、今後活字版ヲ以テ御達ヲ印刷ス。

また活版印刷器機購入前に使用意図不明の木活字を購入しているなど、県の行動と考えるにはどうもちぐはぐな面もあつて、県主導といきつてしまうことに若干のためらいは残っている。いずれにしても、布達日誌といった公文書の流通・享受のあり方と新聞のそれがほとんどおなじ状況を示していたのは、こうした印刷御用によつて製作・出版されるといふ製産体制にあずかるところが大きかつたといえよう。

各府県の開化政策によつて創刊された新聞は、おそらくはいつでもおなじような状況を示しているようかと思う。けれども当然のことながら、そこには多少の差もあるはずであつて、そうした差異にこそ各地域の特徴とよぶべきものがある。また本論で検証した新聞のあり方は、石川県による「保護力」の恩恵なくしてはありえないものである。けれども、こうした「保護力」の圏外にあつた新聞、たとえば民権派新聞の製産・流通・享受のあり方は、また違った状況を示しているはずである。

一次史料というのは確かな史料ではあるけれど、遺存がきわめて稀である。本稿は吉本文庫に遺存していた原文書を用いて検証したが、たとえば配達や仕入の帳簿などは遺

【表3】記事出典一覧

『開化新聞』第一号

	記事内容	出典
題言	「開化新聞題言」	-
布達	「京都府下人民告諭大意節略」	(出典不明)
布達	地所入札の議につき達	(明治4年8月、大蔵省第39号達)
布達	各県出張所移転の達	(明治4年11月、大蔵省第100号達)
布達	省内に各県令参事の詰席設置の達	(明治4年11月、大蔵省第101号達)
布達	横須賀行幸の達	(明治4年11月、太政官第606号達)
布達	親県設置につき事務通達四種	(明治4年11月、金沢県達)
告示	七尾県権令・参事告示	(明治4年12月、金沢県庁)
記事	「京都新聞」: 敦賀大阪間の鉄道取調	『京都新聞』第11号「鉄道会社告報」、明治4年10月
記事	「東京新聞」: 左院に大議生等設置	『新聞雑誌』第18号、明治4年10月
記事	実地測定のため海軍艦寄港	『新聞雑誌』第18号、明治4年10月
記事	アリとキリギリスの話	(出典不明)
記事	「横浜新聞之内」: 洋学修行のための渡航斡旋	『横浜毎日新聞』第315号、明治4年12月10日
社告	「商売等広之事」	(『新聞雑誌』各号末尾の広告)
社告	「開化新聞定価」	-
社告	珍説奇談報知依頼、および移転予告	-

※「」内は記事タイトル。

『開化新聞』第一号付録

	記事内容	出典
記事	「万国新聞之内」: W.H.セフルドによる、日本滞在時に見聞した風俗等の開化事情。	『万国新聞』第7号、明治4年11月
記事	「伊勢報知」: 伊勢の被差別民等が日常生活のすべてにおいて大神宮の聖火を使用することを賞讃。一方の富山においては、湯屋の主が被差別民の入浴を断ったとの報告。	前半部は『京都新聞』第11号「伊勢近報」、明治4年10月
記事	「京都新聞」: 敦賀大阪間の鉄道取調。第一号と同内容。	『京都新聞』第11号「鉄道会社告報」、明治4年10月
記事	「長崎信報」: 市中にて豚の売買盛行。多くの買い手が高値で買っていくとの報告。	『金港雑報』第11号「長崎来信」、明治4年11月
記事	「横浜新聞之内」: 女性四名が米国留学。	『金港雑報』第14号、明治4年11月
記事	「横浜報知」: フランスがプロイセンへ支払う戦争賠償金は五十億フラン。5フランの金貨で換算すると地球一週分に相当。	『新聞雑誌』第17号「横浜刊行ジャハンガゼツ新聞節訳」、明治4年10月
広告	牛乳煉菓広告、香林坊曲直瀬霜枝郎。	-
相場	「十一月廿七日神戸相庭」「極月三日堂嶋相庭」「金沢相庭」「御払米」	「極月三日堂嶋相庭」は『大阪日報』第3号「大阪 中外商品時価／十二月三日調四日出 開商会社」(明治4年12月)からの抄出。他は不明。

※「」内は記事タイトル。

つておらず、購読者の全体像まで分析するにはいたらなかった。本稿で援用した『書抜新聞史料』『秋田聚珍社関係書類』などをこうした視角から分析・検証していくことを、史料の博搜もふくめて今後の課題と約しておきたい。

本稿はそのための比較対象として、石川県の事例を報告したものである。

### 【注】

- (1) 『中央大学国文』第四九号、二〇〇六年三月刊行予定。
- (2) 吉本文庫には、吉本次郎兵衛や息子壮太郎の所蔵書籍類、および『開化新聞』『石川新聞』などに関する文書類が収蔵されている。『石川県社会教育会館だより』第五四号に掲載された「文庫めぐり・吉本文庫」に紹介あり。
- (3) 『開化新聞』の原紙は第一八号までしか遺存せず、第一九号以下には複製版が用いられている。『開化新聞』『石川新聞』原紙の遺存状況については、拙稿注(1)論文を参照ねがいたい。
- (4) 『開化新聞』の定価が藩札で記されているのは明治五年九月刊の第二三号までで、第二四号(明治五年九月刊)からは新貨表示になっている。なお第二三号に「元金沢

大聖寺両藩錢札の義入交互用不相成候処」云々の雜報記事が掲載されている。

- (5) 明治新聞雜誌文庫所蔵『書抜新聞史料』、甲号九ウ。

『書抜新聞』は明治六年一二月に創刊され、各月三回から五回発行された新聞である。

- (6) 『開化新聞』第三〇号、明治六年一月。

- (7) 村松秀茂(文の屋)「隔世の感」、『信濃毎日新聞』、明治四五年四月二日。

- (8) 『経済研究所年報』第一五号、金沢経済大学経済研究所、一九九五年三月。

- (9) 各年報には前年比も記されているので、第一回年報より明治七年七月から明治八年六月までの発行部数も知りうる。なお森山論文は、明治六年時の『石川新聞』発行部数について「九、九〇〇」という数値を挙げているが、この数値の出典が不明なために本稿では採りあげていない。

- (10) 『石川県史』第四卷、石川県、一九七四年復刻、一三二二頁。

- (11) 新聞購読勸奨達が『石川新聞』の内部編成にあたえた影響については、拙稿注(1)論文を参照ねがいたい。

- (12) 『北國新聞』、大正二年一月二日。
- (13) 吉本文書「石川新聞購読の勸奨(甲)」。石川昌三郎

の返答（「石川新聞購読の勸奨（乙）」）（吉本文書、明治一〇年一〇月六日）もほぼ同文である。

- (14) 国立公文書館内閣文庫所蔵。石川県蔵版、明治一〇年一月御届。

(15) 明治一〇年七月から翌年六月までを対象とした『図書局第三回年報』（内務卿第三回年報附録）掲載の「各地買受新聞員数及人口比例表」によれば、加越能を合わせた人口は一三四五八八七人。『石川新聞』の普及率は、単純計算で〇・〇八パーセントとなる。参考までに、普及率をはかる指標のひとつ「新聞一部あたりの人口」は、一二三三・五人である。

- (16) 『遐邇新聞』は明治七年二月二日創刊。明治一一年九月四日に『秋田遐邇新聞』と改称する。

明治新聞雑誌文庫所蔵『秋田県関係書類』所収。

- (17) 明治新聞雑誌文庫所蔵『類聚新聞購読勸誘願』、明治八年五月一三日。

- (18) 明治新聞雑誌文庫所蔵『全国新聞紙発兌人名表』。当該史料の柱刻に「第二百三号」とある。

- (19) 『法規分類大全』第六一卷・運輸門（3）、内閣記録局編・原書房発行、一九八〇年復刻、四六三〜四六四頁。

- (20) 郵政省郵政研究所附属資料館所蔵、『郵便新式御用留追加綴込分』（明治五年十月ヨリ）。引用は、郵政省郵

政研究所附属資料館研究調査報告5『郵便創業時の記録 袋井郵便御用取扱所史料（その2）』（一九九三年、一一五頁）によった。

- (21) 同規則は、『法規分類大全』第六一卷（三八八〜三八九頁）参照。

(22) 明治五年六月一六日付『横浜毎日新聞』広告によれば、明治五年六月の段階で「管下の郷村一千有余軒へ日々配送するの紙数共総計二千有余」であったという。

- (23) 当該史料には五月分の数値が記されていないのだが、明治七年一〇月五日付『郵便報知新聞』に掲載されるところの「明治七歳自一月至六月新聞紙冊送通計表」をもとに数値を補った。

(24) 金沢市立玉川図書館所蔵「組合惣代事務」、明治六年四月。引用は『金沢市史』資料編1・近代1（金沢市史編さん委員会編・金沢市発行、一九九九年、五九頁）による。

- (25) 『石川県日誌』第一六号、明治七年、一〜六頁。

(26) 『魚津市史』史料編、魚津市史編纂委員会編・魚津市役所発行、一九八二年、二一〇頁。

- (27) 『秋田県史』第五卷（秋田県、一九六四年）に掲載されるところの久保田郵便局詰青柳為治上申書（明治九年九月）に、郵便取扱役はその駅内の豪農商や肝煎などが任

- についでいたという記述がある(四一三頁)。  
 明治新聞雜誌文庫所蔵『栃木県関係書類』所収。
- (30)(29) 明治五年三月「郵便取扱人請書」(『栃木県史』史料編  
 ・近現代七、栃木県史編さん委員会編・栃木県発行、一  
 九七八年、九二四〜九二五頁)、および明治五年四月  
 「陸運会社設立二付議定書」(同書、八九七〜八九九  
 頁)を参照。
- (31) 一九九六〜一九九八年度科学研究費補助金(基盤研究  
 C2) 研究成果報告書、一九九九年。
- (32) 『石川新聞』雑報、明治十一年一月二二日。  
 「応需今浜村暨ヒ末盛小学校近況ヲ報ス/末盛小学校上  
 等八級生 岡野嘉之吉」、『石川新聞』寄書、明治一二  
 年三月二八日。
- (33)(32) 『郵便報知新聞』諸県報知、明治一〇年一月三日。  
 『郵便報知新聞』諸県報知、明治一〇年一月一五日。
- (34) 『十村新田家文書目録』、石川県立歴史博物館、一九九  
 一年。
- (35) 『メデア史研究』第一七号、メデア史研究会編・ゆ  
 まに書房発行、二〇〇四年一月、五五頁。
- (36)(35)(34) 前掲注(25)「組合惣代事務」。
- (37) 『石川新聞』雑報、明治十一年一月二二日。  
 『石川新聞』雑報、明治十二年六月一日。
- (38) 『石川新聞』雑報、明治十二年六月一日。
- (39) 『研究紀要』第二六集、小松市立博物館、一九八九年三  
 月。
- (40) 『石川新聞』雑録、明治十一年四月六日。原漢文。
- (41) 『石川新聞』雑報、明治十一年六月一日。
- (42) 『石川新聞』雑報、明治十一年六月一日。
- (43) 『宮林家文書目録解題』、『大鋸コレクシヨン古文書目  
 録(一)』宮林家文書目録、石川県立歴史博物館、一  
 九九三年。
- (44) 宮林家文書「新聞縦覧所開設趣意に付返書」、明治一  
 三年一月二二日。
- (45) 宮林家文書「新聞縦覧所開設式参加者名簿」、明治一  
 三年一月三〇日。
- (46) 宮林家文書「新聞縦覧所開設の義に付願」(明治一三  
 年一月二二日)、金木文書「船方同盟結社ノ義ニ付願」  
 (明治八年五月一二日)、新湊市教育委員会保管、『富山  
 県史』史料編Ⅵ・近代上(富山県、一九七八年、九三一  
 〜九三五頁)、『富山県史』通史編Ⅵ・近代上(富山県、  
 一九七八年)をそれぞれ参照した。なお彼らのうち、吉  
 野文五郎(第十五大区射水郡新湊町元放生津戸長)・鼎  
 護城(拡充小学校教員)・柴松太郎(勤務校不明)は祝  
 辞を読んでいる。宮林家文書「新聞縦覧所開局祝辞」  
 (柴松太郎、明治十三年一月三〇日)、「新聞縦覧所開  
 式祝詞」(吉野文五郎、同年同月同日)、「新聞紙縦覧開

場式祝詞」（鼎護城、同年同月同日）参照。

宮林家文書「新聞等目録」、明治十三年。

宮林家文書「新聞紙発税予算内訳表」、明治十三年。

(50)(49)(48) 明治一二年「魚津町戸長役場予算書」、『魚津町史』、

五〇四〜五〇七頁。この縦覧所についての記事は、「戸長役場共同費」の内訳のうち、「金拾六円拾六銭 東京

・石川両新聞誌雑費」の但し書きにみられる。

前掲注(33)『石川新聞』寄書。

(52)(51) 『石川新聞』寄書、明治十一年六月二五日、福井推拳山人稿。

『開化新聞』第二六号、明治五年一月。

『開化新聞』第五号、明治五年二月。

『開化新聞』第九号、明治五年三月。

(56)(55)(54)(53) 「市中平生心得新聞へ記載願」（明治七年五月）、明治

七年『石川県日誌』第一六号、一頁。

(57) 『管内布達留』、明治六年二月第七四番。引用は『秋田県史』資料・明治編下（秋田県、一九六一年、一〇八四

頁）による。

(58) 『官省指令原書留』、明治六年三月二四日。翻刻文は、

前掲『秋田県史』（一〇八四〜一〇八五頁）参照。

(59) 吉本文書「活版刷立場所之儀二付願」、明治九年一月二九日。

(60) 『開化新聞』全号における他紙掲載記事の引用状況を紹介したものとして、瀬川隆「『開化新聞』の研究

(三)」（『学葉』第三八集、金沢女子短期大学、一九九六年）がある。ただし瀬川は、紙上にあらわれた「〇〇新聞の内」などといった文言が記された記事のみを紹介するにとどまっています。全記事を調査しているわけではない。

(61) 本文に年記なし。本文野紙欄外に「伯父ノ書置き」とある。この「履歴」がおさめられた封書の表面には「金沢市高岡町／明治印刷株式会社／大村助太郎様」、裏面には「大阪市東淀川区三津屋町田井中九五／中神利人／昭和四年四月十六日」とあるが、中神の「伯父」が書きおいたものかまではわからない。

#### 【附記】

調査に際してご高配を賜った各所蔵機関に感謝申し上げる。なお本稿は、平成一七年度特別研究員奨励費による研究成果の一部である。